## 電気通信事業法第33条第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

IΒ	新
別表2 接続形態 2-2 DSL回線以外との接続形態別利用者料金請求、網使用料支払事業者等	別表 2 接続形態 2-2 DSL回線以外との接続形態別利用者料金請求、網使用料支払事業者等
別添1のとおり	別添2のとおり
	附 則 (平成 25 年 10 月 30 日西設相制第 84 号) この改正規定は、平成25年10月30日から実施します。

## 別添 1

2-2 DSL回線以外との接続形態別利用者料金請求、網使用料支払事業者等

NI.	NO.	第1表		
10.0		発信事業者	経由事業者	着信事業者
146	6-5	当社	中継事業者及び当社等	PHS事業者
146	6-6	当社	中継事業者及び当社等	PHS事業者

第2表(参考)		第3表	第4表	備考欄
番号	利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者	1用 右 懶
D 1	中継事業者	中継事業者	中継事業者	
D 3	中継事業者(発側から1社目の中継事業者)	中継事業者(発側から1社目の中継事業者)	中継事業者(発側から1社目の中継事業者)	

## 別添2

2-2 DSL回線以外との接続形態別利用者料金請求、網使用料支払事業者等

NO.	第1表			
	発信事業者	経由事業者	着信事業者	
146-5	当社	中継事業者	PHS事業者	
140 0		中継事業者及び当社等	7 113 # * 11	
146-6	当社	<u>中継事業者</u>	PHS事業者	
		中継事業者及び当社等	7 11 3 # * * * * * * * * * * * * * * * * * *	
146-19	<u>当社</u>	<u>中継事業者</u>	<u>P H S 事業者</u>	
248-27	<u>端末系事業者</u>	<u>中継事業者</u>	<u>当社</u>	

	第2表(参考)	第3表	第4表	/++ ++ 100
番号	利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者	備考欄
D 1	中継事業者	中継事業者	中継事業者	
D 3	中継事業者(発側から1社目の中継事業者)	中継事業者(発側から1社目の中継事業者)	中継事業者(発側から1社目の中継事業者)	
<u>D 4</u>	中継事業者(発側から2社目の中継事業者)	中継事業者(発側から2社目の中継事業者)	中継事業者(発側から2社目の中継事業者)	
<u>D 8</u>	中継事業者(サービス制御事業者)	当社	中継事業者(サービス制御事業者)	